

定 款

マーソ株式会社

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、マース株式会社と称し、英文では MRSO Inc.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計・開発・運用及び保守
2. インターネット上のショッピングモールの開設
3. コンピューターソフトウェアの開発及び販売、賃貸
4. コンピューターによる情報処理サービス及びシステムの運用・管理
5. 情報システムに関するコンサルティング
6. 情報ネットワークシステムの企画・設計・管理
7. インターネットのホームページの企画・立案
8. インターネットによる情報提供サービス業
9. インターネットによる通信販売
10. 職業紹介事業及び労働者派遣事業
11. 前払式支払手段の発行、売買ならびに管理
12. 生命保険の募集に関する業務
13. 旅行業及び旅行代理店業
14. 医療機関における事務処理、健康診断業務の請負
15. 外国人患者の受入に関する業務
16. その他前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載してする。

(機関構成)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

## 第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行する株式の総数は、13,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第 10 条 当社は、毎年 1 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株主総会

(開催時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当 会社提出することを要する。株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当会社提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は 一部につ

いて、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、12名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上4名以内とする。

### (取締役の選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

4 監査等委員である取締役以外の取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

5 監査等委員である取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (取締役の任期)

第20条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 増員又は補欠により選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることがで

きる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役と、それ以外の取締役の報酬等を区別して定めるものとする。

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令が規定する金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当社は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役（監査等委員であるものを除く。）に委任することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(権限)

第 31 条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。

(招集手続)

第 32 条 監査等委員会を招集するには、監査等委員は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項については、法令又はこの定款のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 41 条 当会社は、第 10 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 42 条 第 10 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。

## 改定履歴

|                  |      |
|------------------|------|
| 2015 年 2 月 6 日   | 会社設立 |
| 2015 年 4 月 7 日   | 改定   |
| 2015 年 6 月 10 日  | 改定   |
| 2015 年 12 月 29 日 | 改定   |

2016 年 10 月 7 日 改定  
2016 年 11 月 8 日 改定  
2016 年 12 月 28 日 改定  
2017 年 3 月 29 日 改定  
2017 年 12 月 29 日 改定  
2018 年 6 月 25 日 改定  
2018 年 7 月 18 日 改定  
2018 年 11 月 12 日 改定  
2019 年 2 月 14 日 改定  
2019 年 3 月 29 日 改定  
2019 年 10 月 30 日 改定  
2020 年 3 月 30 日 改定  
2023 年 9 月 11 日 改定  
2024 年 3 月 28 日 改定  
2025 年 3 月 27 日 改定